

警察庁丁規発第74号
警察庁丁都交発第72号
平成8年6月24日

各管区警察局公(保)安部長
警視庁交通部長殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局都市交通対策課長

コミュニティ・ゾーン対策の推進について

コミュニティ・ゾーン対策については、第6次交通安全施設等整備事業における重点施策として取り組むこととしているが、その実施に当たっては、次の事項に留意し、その効果的な推進に努められたい。

記

1. 対策の概要

平成8年度を初年度とする第6次交通安全施設等整備事業五箇年計画における重点施策として生活の場における安全の確保を挙げているが、その具体的施策として、公安委員会、道路管理者が連携して、区域を定めて行う交通の規制(以下「ゾーン規制」という。)等の交通規制とランプや狭さく等の整備による道路整備を適切に組み合わせた施策の推進を図り、住居系地区等の安全性・快適性・利便性の向上に努めること。

2. 対策の推進

(1) 対象地区の選定

住宅地域、商店街など日常生活が営まれる地域で、比較的交通量が多く、交通事故特に歩行者・自転車関連の事故が多発し、又は快適な生活環境が著しく侵害され若しくは将来これら障害の発生のおそれがあり、早急に対策を講ずる必要のある地域について、道路管理者と連絡・調整を図った上で、コミュニティ・ゾーンの設定対象地区として選定すること。

(2) コミュニティ・ゾーンの設定範囲

コミュニティ・ゾーンは、日常生活圏や小学校区等、設定する範囲が地区としてまとまりがあることを基本とし、概ね25ha～50ha程度の範囲とする。

(3) コミュニティ・ゾーンの明示手法

コミュニティ・ゾーンであることを明示するために、背板を設けた区域規制標識をゾーン境界に設置すること。

(4) ゾーン内におけるこれらの規制等の実施

(7) 速度規制

原則として、最高速度30km/hのゾーン規制を実施すること。

(1) 駐車規制

地区の実情に応じて、面的に駐車禁止規制が可能な区域においては、ゾーン規制を実施すること。

(9) 効果的な規制の組み合わせ

大型車の通行禁止規制、指定方向以外進行禁止規制、一方通行規制等を効果的に組み合わせて、通過交通を排除すること。

(5) 周辺道路の対策

ゾーン境界となる道路及び周辺道路については、通過交通ゾーン内進入を抑制し、ゾーン規制の効果を高めるとともに、交通の安全と円滑が図られるよう信号機の高度化、交通規制の見直し、駐車対策等の対策を推進すること。